

2019年度

科目等履修生 募集要項 ＜工学部、工学研究科＞

科目等履修生制度は、生涯学習の機会を拡充し、受講科目の履修に対し、単位を与えるものです。科目等履修生の単位授与は、正規の単位授与で、本学で定められている単位授与と同じ手続きによるものです。科目等履修生は、本学の正規学生以外の者で、本学の許可する授業科目を履修するものとします。

公立大学法人 前橋工科大学



Maebashi Institute of Technology

〒371-0816

群馬県前橋市上佐鳥町460番地 1

前橋工科大学 学務課 (入試担当)

TEL 027-265-0111 (代表)

027-265-7361 (学務課直通)

FAX 027-265-3837

E-Mail nyushi@maebashi-it.ac.jp



URL: <http://www.maebashi-it.ac.jp/>

1. 募集人員

- (1) 工学部 …… 若干名
- (2) 工学研究科（博士前期課程） …… 若干名

2. 履修期間

【前期】 2019年4月 から 2019年9月末 まで

【後期】 2019年9月末 から 2020年3月末 まで

3. 出願資格

以下の各号のいずれかに該当する者は、出願を認めます。なお、外国籍の者の場合は、出入国管理および難民認定法において、科目等履修生に支障のない在留資格を有している者とします。

(1) 工学部

- ① 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- ② 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- ③ 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- ④ 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- ⑤ 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- ⑥ 文部科学大臣の指定した者
- ⑦ 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）の定めるところによる高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同令附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- ⑧ 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- ⑨ 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

(2) 工学研究科（博士前期課程）

- ① 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条の大学を卒業した者
- ② 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- ③ 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- ④ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- ⑤ 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- ⑥ 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- ⑦ 文部科学大臣の指定した者

- ⑧ 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学院に入学した者であって、本学大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの
- ⑨ 大学に3年以上在学した者(これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。)で、本学大学院が所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認められたもの
- ⑩ 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したもの

(注) 上記の出願資格に関わらず、外国籍の者で、出入国管理および難民認定法において、科目等履修生に支障のない在留資格を有する者(日本の高等学校、短期大学又は4年生大学に1カ月以上在学した者を除く)については、「日本語能力試験」N1レベルの者であること等の諸条件があります。必ず「**8. 出願書類 日本語能力を証する書類**」についてを参照してください。

4. 出願資格審査

「(1)の⑧、⑨」または「(2)の⑧、⑨、⑩」で出願しようとする者は、出願資格認定のため、下記のとおり出願前に審査を行いますので、関係書類を提出してください。なお、関係書類を指示しますので事前に「**7. 出願先**」まで問い合わせてください。

1. 提出期間

【前期】2019年2月4日(月)から2月8日(金)まで

【後期】2019年7月29日(月)から8月2日(金)まで

2. 提出方法・提出先

郵送 : 簡易書留・速達とし、提出期間最終日の17時00分必着。

提出先 : 「**7. 出願先**」

3. 提出書類

(1) 工学部

本学で定める「出願資格審査認定申請書」に添えて、審査に必要な学習歴を客観的に証明できる書類等

(2) 工学研究科(博士前期課程)

本学で定める「出願資格審査認定申請書」に添えて、審査に必要な学習歴を客観的に証明できる書類等

※ 外国籍の者で、出入国管理および難民認定法において、科目等履修生に支障のない在留資格を有する者については、**8. 出願書類**の「国籍及び在留資格を確認できる書類」及び「日本語能力を証する書類」を併せて提出してください。

4. 資格審査結果

資格審査の結果は、【前期】2019年2月22日(金)、【後期】2019年8月23日(金)に本人に通知発送します。

本審査の結果、認定された場合は、当該の科目等履修生出願のみの許可となります。

5. 出願手続き

入学資格審査により高等学校又は大学卒業と同等の学力があると認められた者は、本募集要項に基づき、出願期間内に**出願手続き**を行ってください。

5. 出願期間

【前期】2019年2月26日（火）から 3月4日（月）まで

【後期】2019年8月26日（月）から 8月30日（金）まで

※ 出願書類は、受付期間最終日の17:00までに本学事務局必着ですので、郵送の場合は期間を考慮の上発送してください。

※ 持参の場合の受付時間は、平日の9:00 から 17:00 までです。

6. 出願方法

郵送又は持参により出願してください。提出書類送付用ラベルを貼付した角形2号封筒を使用の上、出願書類を同封し、郵送する場合は、必ず簡易書留・速達としてください。受験票は出願手続きが完了次第送付します。

7. 出願先

〒371-0816 群馬県前橋市上佐鳥町460番地1

前橋工科大学 学務課 (TEL 027-265-7361)

※ 持参の場合は、本学1号館1階事務局内学務課に提出してください。

8. 出願書類

出願に必要な書類	作成方法等
①入学願書	黒色のボールペン若しくは、パソコン等で作成してください。必ず黒色のボールペンで自署をしてください。
②履歴書	出願3か月以内に撮影した正面上半身脱帽で、縦4cm×横3cmの写真を貼付してください。該当事項をもれなく記入し、「現在の職種」及び「高校(大学)卒業後の経歴」は、該当する場合のみ記入してください。
③受験票	履歴書に使用した写真と同じものを貼付してください。
④入学検定料納付証明書	検定料9,800円は、専用入学検定料振込依頼書を使用し、必ず金融機関（ゆうちょ銀行は除く。）の窓口で振り込んでください。注意事項をよく読み、ATMやインターネットバンキングから振り込まないでください。入学検定料振り込み後、「入学検定料納付証明書貼付欄」に貼付してください。なお、受領印のないものは受け付けできませんので注意してください。なお、検定料は改定されることがあります。
⑤履修希望科目申請書	履修希望科目を記入してください。

出願に必要な書類	作成方法等
⑥最終学歴学校の卒業・修了証明書及び成績証明書	出身学校所定の原本を提出してください。卒業・修了後改姓した者は、戸籍抄本を添付してください。日本の出身学校の事情により卒業・成績証明書が得られない場合は、卒業証書、成績通知表（成績通信簿）及びその他志願者が提出できる書類（原本をコピー後返却します）を提出してください。
⑦前橋市の住民票の写し	入学に係わる経費：入学料で前橋市内居住者に該当する者は、提出してください。なお、配偶者又は1親等の親族が前橋市内居住者の場合は、本人との関係性が分かる書類を併せて提出してください。
⑧国籍及び在留資格を確認できる書類及び身元保証書	外国籍の者は、市区町村長の発行する「住民票の写し（国籍、在留資格及び在留期間が明記されているもの）」を提出してください。身元保証人の条件に該当する人が自筆で記入してください。
⑨日本語能力を証する書類	外国籍の者（日本の高等学校、短期大学又は4年生大学に1カ月以上在学した者を除く）で、工学部で履修を希望する者は、日本留学試験で一定の成績を修めた者であることを証する資料（独立行政法人日本学生支援機構が行う2018年度日本留学試験（第1回、第2回）、2019年度日本留学試験（第1回）のいずれかの日本留学試験の成績通知書のコピーを提出してください。【受験科目】試験の出題言語は日本語で、①日本語（読解、聴解・聴読解、記述を含む）、②理科（2科目：自由選択）、③数学（コース2）が必須となります。）、工学研究科（博士前期課程）で履修を希望する者は、日本語能力試験N1レベルの者であることを証する資料
⑩受験票返信用封筒	長形3号（23.5 cm×12 cm）の封筒に、出願する者の郵便番号、日本国内の住所、氏名を明記し、定形郵便物（25gまで）+速達分の切手を貼ったもの。
⑪出願書類提出用封筒	提出書類送付用ラベルに、差出人等の必要事項を記入し、角2封筒にはがれないように糊付してください。

※ 出願書類は原本を提出してください。（提出した出願書類は返却できません。）

※ 原本が日本語又は英語以外で作成されている場合は、「原本」、「日本語又は英語で作成された訳文」をそれぞれ提出してください。翻訳が本国の出身学校・大使館などの公的機関のものでない場合は、内容が原本と相違ないことを、本国の出身学校・大使館等の公的機関で証明を受ける必要があります。

※ 本学の科目等履修生であることを根拠とする在留資格は、取得できません。

※ 納入済みの入学検定料の返還については、どのような理由があっても返還できません。

※ 入学資格審査で、一度提出している書類については、出願時に再度提出する必要はありません。

9. 選考

面接試験及び書類審査により行います。

なお、本学の卒業生や履修期間の終期から起算し過去4年以内に科目等履修生として

単位修得した者は、書類審査での選考の場合があります。詳しくは、受験票送付時にお伝えします。

10. 試験日時及び試験会場

試験日時：【前期】2019年3月15日（金）10：00 から

【後期】2019年9月10日（火）10：00 から

試験会場：前橋工科大学

※ 試験当日は、9：20 から 9：40 までの間に本学1号館1階にある事務局に集合してください。

11. 履修許可の発表

合格者には、「受入許可通知書」及び「入学関係書類」を送付します。また、受入許可者の受験番号は、本学ホームページ(<http://www.maebashi-it.ac.jp>)でも掲載しますが、受入許可通知書の送付をもって正式通知とします。なお、日本国内の宛先を指定してください。海外への送付は致しません。大学構内等での掲示は行いません。

また、電話等による問い合わせには一切応じません。

掲載日時：【前期】2019年3月21日（木）13：00 以降

【後期】2019年9月11日（水）17：00 以降

12. 入学手続き

受入を許可された者は、前期は2019年3月27日（水）までに、後期は2019年9月20日（金）までに、郵送又は持参により入学手続きをしてください。郵送する場合は、必ず簡易書留・速達で期限最終日17：00必着とし、持参の場合の受付時間は、土日祝日を除く9：00から17：00までです。なお、手続き期間内に手続きを完了しない場合は、辞退者として取り扱います。

13. 入学に係る経費

(1) 入学料：28,200円（前橋市内居住者：14,100円）

(注1) 前橋市内居住者とは、入学する者又は配偶者若しくは1親等の親族が2019年4月1日において引き続き1年以上前橋市に住所を有している者としてします。(2018年4月1日から2019年4月1日までの間、前橋市に住民登録がある者)

(注2) 前橋市内居住者として、入学料を納めた者は、入学後に2019年4月1日以降に取得した前橋市の住民票の写し(2019年4月1日以降に転出した者は住民票の除票)を提出してもらいます。前橋市内居住者の条件を満たしていないことが判明した場合は、差額を納入してもらいます。

※いったん納入した入学料は、どのような理由があっても返還できません。

(2) 授業料：29,600円（1科目2単位）

授業料については、後日納付書が関係書類と一緒に送付されますので、指定期日までに納入してください。

なお、入学料、授業料は改定されることがあります。

14. 願書等の請求方法

出願書類を前橋工科大学ホームページ（トップページ ≫ 入試情報 ≫ 大学入試要項 ≫ 科目等履修生）[<http://www.maebashi-it.ac.jp/exam/kamoku.html>]よりダウンロードしてください。

15. 履修許可科目及び履修単位の上限

- (1) 履修を許可する科目については、本学学務課教務係に問い合わせてください。(平日の9:00~17:00)
- (2) 履修単位の上限は、6単位(1科目2単位のため、履修可能科目は3科目)までとします。

16. 受験上の注意事項

- (1) 面接試験において、10:00に不在であった場合には、欠席したものと取り扱います。
- (2) 該当する試験を受験しなかった者は、入学者選抜の対象から除きます。
- (3) 試験当日受験票を忘れた者は、速やかに1号館1階事務局で仮受験票の発行手続きをしてください。また、受験票は入学手続きの際に必要となりますので、試験後も大切に保管してください。
- (4) 試験室に入室後、携帯電話やスマートフォンの電源を切ってください。また、時計等のアラーム機能も切ってください。
- (5) 不測の事態等が生じ試験実施が困難であると判断した場合は、中止又は試験形態を変更する事があります。
- (6) 試験の実施に関して変更等がある場合は、本学ホームページに掲載しますので、試験前に確認してください。
- (7) その他必要が生じた場合は、後日通知します。

17. 障がい等を有する等の志願者との事前相談

志願する者で、障がい等を有する等、受験上及び修学上の配慮を必要とする可能性がある場合は、下記により出願前に必ず連絡し、相談してください。また、相談期限後に不慮の事故等により身体等に障がい等を有することとなった場合は、速やかに相談してください。

- (1) 相談期間
【前期】2019年2月4日(月)から2月8日(金)まで
【後期】2019年7月29日(月)から8月2日(金)まで
- (2) 相談方法
事前に連絡先まで電話連絡し、本学で定める相談申請書(住所・氏名・性別・連絡先・志望学科・障がいの症状及び状況・受験上、修学上特別な配慮を希望する事項・出身学校等で取られていた特別措置を明記してください)及び診断書等必要書類を添付し、提出してください。必要な場合には、本学において志願者又はその立場を代弁し得る関係者等との面談を行います。
- (3) 連絡・提出先
「7. 出願先」と同じ

18. その他

- (1) 科目等履修生には、通学定期や「通学証明書」や「学割証」は発行しません。
- (2) 出願にあたって必要な氏名、住所その他の個人情報、科目等履修生としての学籍管理及び関連する業務を行うために利用し、他の目的では使用いたしません。
- (3) 科目等履修生は、本学学生が利用できる施設の全てを利用できるとは限りません。詳細は事務局にてご確認ください。